

## 遺産分割協議書 9 (預貯金の表示)

1	金融機関	株式会社〇〇銀行〇〇〇支店
	種 類	普通預金
	口座番号	〇〇〇〇〇
	残 高	〇〇〇〇円 (相続開始日)
2	金融機関	株式会社〇〇銀行〇〇〇支店
	種 類	定期貯金
	口座番号	〇〇〇〇〇
	残 高	〇〇〇〇円 (相続開始日)

預貯金を記載する場合は、金融機関名、支店名、口座の種類、口座番号を明記しましょう。銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫などは「預金（よきん）」、郵便局、農協、漁協においては「貯金（ちょきん）」と呼称します。なお、郵便貯金は、「ゆうちょ銀行」となった後も、従来通り「貯金」と呼称されます。